

●市民と行政の協働で「循環型社会」構築へ

日頃より、本市の「ごみ減量・リサイクル推進事業」について、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

小林市の家庭ごみの排出量は、平成12年度をピークに毎年減っており、平成21年度はピーク時より半減しています。(次ページ参照)

そして、廃棄物に関する法律の改正などがあり、ごみの理念が「燃やす、埋め立てる」から「発生抑制、再使用、資源再利用」といった循環型社会へと変わっていき、小林市の分別方式も7種25品目と細かくなりました。その結果、リサイクル量が毎年増加し、令和元年度のリサイクル率は60.5パーセントとなり、ごみ処理において全国トップクラスの先進地となっています。

市民の皆様には、細かな分別のため、大変お手数をおかけしますが、みんなの力で「循環型社会」の構築を目指しましょう！

第2次小林市総合計画

環境を保全します

市、市民及び事業者の協働により、将来にわたって、豊かな自然と共生しながら、地域資源を大切に利用し、安心、安全で持続可能な循環型社会づくりを目指して各種施策に取り組みます。

【ミッション】

○自分達で出来る環境の保全という考えのもとに、現在まで市全体で取り組んできた、分別によるごみの減量化を高齢化社会の到来を考慮した上で推進します。

【現状と課題】

○ごみ減量対策の現状は、ごみ分別に対する市民の理解と協力によるところが大きく、生ごみ分別や各種リサイクルの取組で、家庭系のリサイクル率は全国のトップレベルとなっています。しかし、高齢等による身体的理由で分別の出来ない家庭の増加が見られ、また、不法投棄が頻発する事態となっています。

【方針】

○ごみ減量対策の推進

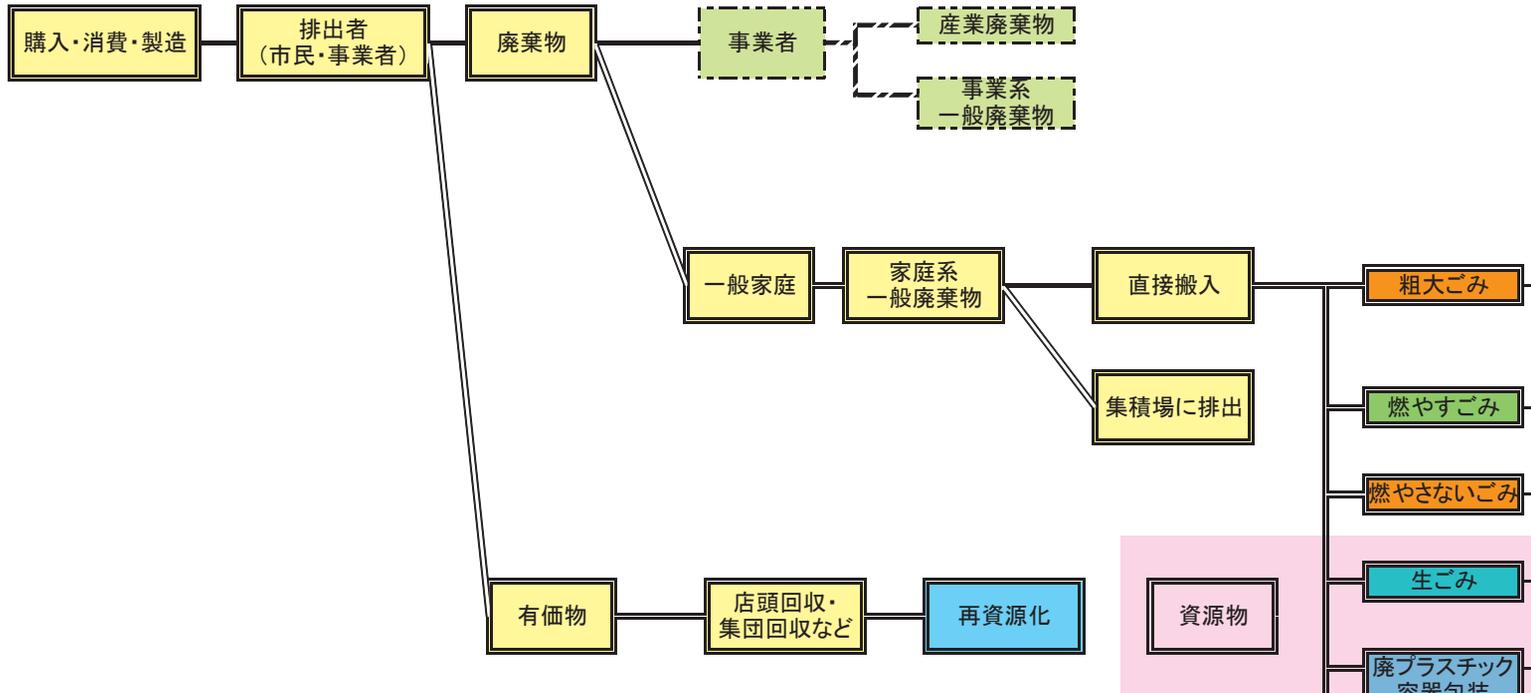
ごみ減量対策は、分別が出来ない、また、集積場まで行けない家庭等については、「ふれあい収集」制度の充実を図るとともに、高齢化社会の到来を考慮した分別方法の見直しを検討します。

【目標】

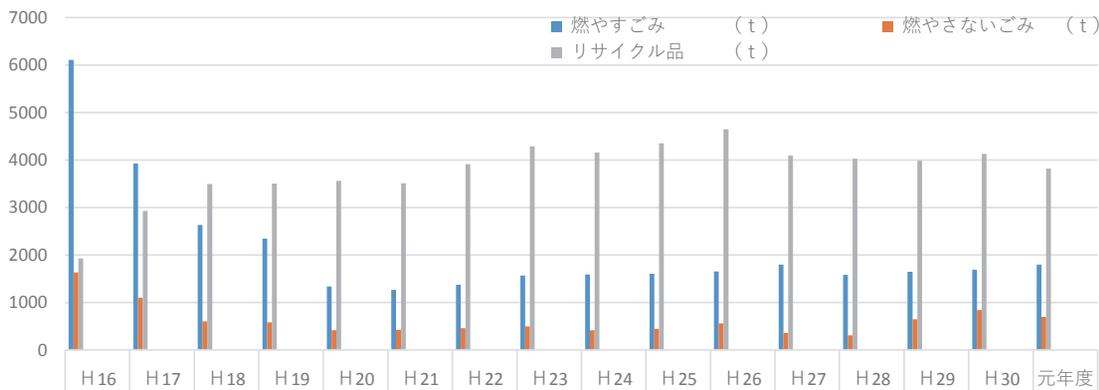
○家庭系リサイクル率が安定した状態

更に進む高齢化社会を考慮した分別方法の見直しや「ふれあい収集」制度等を充実させることで、家庭系のリサイクル率が安定した状態を目指します。

小林市のごみ・リサイクル処理の流れ



ごみ・リサイクル処理量の推移グラフ



	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
燃やすごみ (t)	6,110	3,925	2,629	2,347	1,334	1,267	1,371	1,566
燃やさないごみ (t)	1,634	1,098	604	580	418	423	458	498
リサイクル品 (t)	1,926	2,926	3,499	3,502	3,558	3,510	3,913	4,285
総排出量 (t)	9,670	7,949	6,732	6,429	5,310	5,200	5,742	6,350
リサイクル率 (%)	19.9	36.8	51.9	54.4	67.0	67.5	68.1	67.5
一人当たり一日のごみ排出量 (g/1人・日)	674	555	450	434	362	358	384	368
人口 (各年 10/1 現住人口)	39,284	39,222	40,965	40,576	40,156	39,803	40,966	47,320
世帯 (各年 10/1 現住人口)	15,282	15,501	16,041	16,145	16,249	16,321	18,069	19,957

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
燃やすごみ (t)	1,587	1,602	1,655	1,800	1,580	1,645	1,690	1,795
燃やさないごみ (t)	418	445	560	360	304	643	840	699
リサイクル品 (t)	4,155	4,352	4,647	4,092	4,030	3,987	4,129	3,820
総排出量 (t)	6,160	6,399	6,862	6,252	5,914	6,275	6,659	6,314
リサイクル率 (%)	67.5	68.0	67.7	65.5	68.1	63.5	62.0	60.5
一人当たり一日のごみ排出量 (g/1人・日)	353	370	401	370	354	381	409	380
人口 (各年 10/1 現住人口)	47,770	47,365	46,880	46,245	45,734	45,174	44,581	45,475
世帯 (各年 10/1 現住人口)	19,816	19,846	19,828	19,484	19,616	22,182	19,644	22,237

- 粗大ごみ
- 燃やすごみ
- 燃やさないごみ
- 生ごみ
- 廃プラスチック容器包装
- 紙類
- 古紙類
ダンボール
新聞紙・チラシ
雑誌類
- アルミ缶
- スチール缶
- ペットボトル
- 金属類
- 廃家電品類
(家電4品目を除く)
- 小型家電
- 発泡スチロール
- 蛍光灯・電球類
- 乾電池
- 廃食用油
- 生きびん
- 駄びん
(透明・茶・その他)
- 板ガラス

事業者は、処理業の許可を有す事業者と契約を交わし、廃棄物を適正に処理しなければならないことが義務付けされています。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3条】

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

